

議案第 39 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例（令和3年関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。